

# 老人医療費

平成五年度の老人医療費の状況が出ました。

平成五年度の総医療費（一部負担金を含む）は一億五六二〇万五五七五円で、前年度の総医療費一四億三三三八万五三七円より約一億二千円増え、八・四九％の伸びとなっております。

一人当たりで見ると四八万三二四四円となり、県平均の一人当たり老人医療費五三万五八〇二元より五万円以上低く、県内六十四市町村中、四十八位となっております。

り、倍の伸びとなっております。

老人保健でお医者さんにかかったときの医療費は、国・地方自治体・各医療保険間の助け合いによって賄われています。医療費が増加することは、若年者の負担が重くなっていくわけです。これからの高齢化社会にむけて、医療費の増加をふせぐために適切な医療を受け、一人ひとりが自分の健康づくりに注意して健康ですこやかに毎日を通していきましょう。

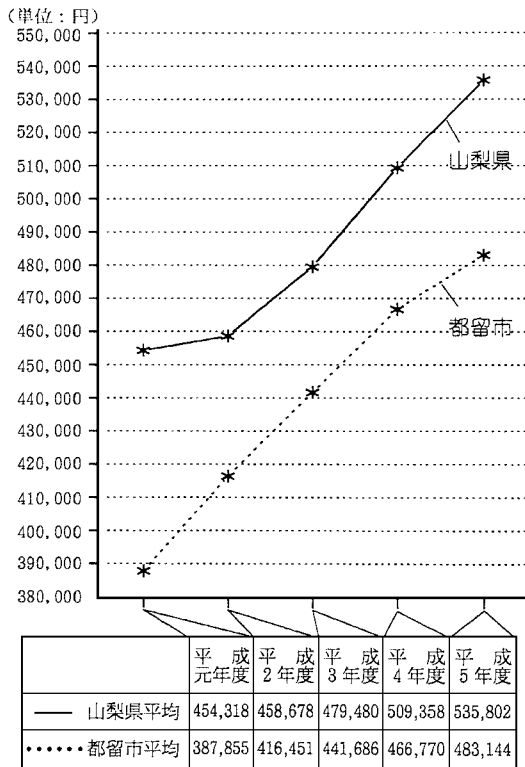
「適切な医療を受ける（使う）ためには！」

しかし、受給対象者数は年間平均三二二一人で、前年度比四・八二％増に対して前文にもあるように総医療費は八・四九％増である。

1. 家庭医をもちましよう。
2. 同じ病気で複数のお医者さんにかかるのはやめましよう。

3. 治療より予防につとめましよう。
4. 健康診断は積極的に受けましよう。
5. 栄養、運動、休養の健康三原則を守りましよう。

老人一人当たり医療費



## 老人保健法による医療

七十歳（寝たきりなどの人は六十五歳以上）をむかえた皆さんの医療は、これまで加入していた医療保険の資格はそのまま「老人保健法」による医療を受けることとなります。

次のような場合、早めに市役所保健環境課に届け出てください。もし、届け出をしないで医療を受けると、医療費の全額を負担しなければならなくなりますので注意ましよう。

## 10月から 国保の制度が改正されます。

先般の医療保険制度の改正により、平成6年10月1日から、国保制度や老人保健制度が変わります。

### ○入院中の食事代の一部が患者負担になります。

－食事にかかる一部負担額－

- ・一般の方 1日 600円
- ・市民税非課税世帯の方 1日 450円
- ・市民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が90日を超えている場合 1日 300円
- ・老齢福祉年金の受給者 1日 200円

例：現在、老人保健制度で医療を受けている方が、入院された場合の自己負担額は1日700円ですが、国保の場合と同様に食事にかかる費用の標準負担額600円を加え1,300円を負担していただくこととなります。

### ○出産育児一時金の支給

これまで被保険者が出産したときに助産費24万円を支給していましたが、10月から出産育児一時金として30万円を支給することになりました。

### ○葬祭費の支給

これまで被保険者が死亡したときに葬祭費として2万円を支給していましたが、10月から3万円を支給することになりました。

このほかの改正については、別に配布するパンフレット〔国民健康保険、こう変わります〕をご覧ください。

	届け出に必要なもの	いつまでに？	
こ ん な 時 に は 届 け 出 を ！	70歳になったとき	印かん、被保険者証	当市では該当する月の前月中にお知らせをしています
	65歳以上で寝たきりなどになったとき	印かん、被保険者証、身障手帳・障害基礎年金（1・2級）などの書類	認定後すみやかに
	医療保険の変更及び喪失	印かん、被保険者証、医療受給者証	14日以内に
	転入してきたとき	印かん、被保険者証	14日以内に
	転出するとき	印かん、医療受給者証	転出するとき
	死亡したとき	印かん、医療受給者証	14日以内に
	住所が変わったとき	印かん、医療受給者証	14日以内に
生活保護を受けるようになったとき	印かん、医療受給者証	すみやかに	